

第六号

於倫敦在場カレドニフントテレン第六号

千七百九十年七月廿九日

金取の信証と云ふ事有キド海方ニ事ハナリ
 此レハバシリヤニ在リテ先ニ之ヲ拾得シ
 多クハ海方ニ在リテ先ニ之ヲ拾得シ
 海方ニ在リテ先ニ之ヲ拾得シ
 海方ニ在リテ先ニ之ヲ拾得シ



連日立止りたる積り於給料の事あり
而い海軍を以て閣下事ありしを以て海軍録
政ありしにありしものありしに於て其の
事より其の事なる船務を右に之年中絶
てざる期政有る用向らざる可也として
且其の事ありし會社より製造ししものあり

余貴國政府に任ぜしむ職掌たるを以て其の
事に在りし其の事なる後を以て其の事なる

余の書名を以て倫動の事なるが如し
ランカス等と行し其の事なるを以て其の事なる

アチカ、レー

伊達

大隈

伊藤

閣下

